

議案第65号

木津川市上下水道事業管理者の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

木津川市上下水道事業管理者の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のと
おり制定する。

令和6年11月28日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

木津川市上下水道事業管理者を廃止するとともに、関係条例を整備するため、所要
の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市上下水道事業管理者の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
(案)

(木津川市パブリックコメント手続条例の一部改正)

第1条 木津川市パブリックコメント手続条例（平成19年木津川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 実施機関 市長 <u>（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。第11条において同じ。）</u> 、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、 <u>固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者</u> をいう。	(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、 <u>固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者</u> をいう。
(3) (略)	(3) (略)

(木津川市情報公開条例の一部改正)

第2条 木津川市情報公開条例（平成19年木津川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長 <u>（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）</u> 、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）のうち処分権限を有するものをいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、 <u>上下水道事業管理者</u> 及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）のうち処分権限を有するものをいう。
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)

(木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成19年木津川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3

項の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの（以下「市長等」という。）の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。	項の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの（以下「市長等」という。）の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。
(1) • (2) (略)	(1) • (2) (略)
(給料)	<u>(3) 上下水道事業管理者</u>
第3条 市長等の給料月額は、次のとおりとする。	第3条 市長等の給料月額は、次のとおりとする。
(1) • (2) (略)	(1) • (2) (略)
	<u>(3) 上下水道事業管理者 660,000円</u>

(木津川市公共下水道条例の一部改正)

第4条 木津川市公共下水道条例（平成19年木津川市条例第188号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損</p>	<p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損</p>

<p>傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。）が別に定めるものによること。</p> <p>（3）・（4）（略）</p>	<p>傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>上下水道事業管理者</u>（以下「管理者」という。）が別に定めるものによること。</p> <p>（3）・（4）（略）</p>
---	---

（木津川市公共下水道使用料徴収条例の一部改正）

第5条 木津川市公共下水道使用料徴収条例（平成19年木津川市条例第189号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（使用料の徴収）</p> <p>第3条 <u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。）は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2～4（略）</p>	<p>（使用料の徴収）</p> <p>第3条 <u>上下水道事業管理者</u>（以下「管理者」という。）は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2～4（略）</p>

（木津川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第6条 木津川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成19年木津川市条例第192号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法の全部適用）</p> <p>第1条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」とい</p>	<p>（法の全部適用）</p> <p>第1条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」とい</p>

<p>う。) 第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定により、水道事業及び下水道事業に管理者を置かないものとする。</p> <p>2 法第14条の規定により、<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、上下水道部を置く。</p>	<p>う。) 第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 法第7条ただし書の規定により、水道事業及び下水道事業を通じて上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）を置く。</p> <p>2 法第14条の規定により、<u>管理者</u>の権限に属する事務を処理させるため、上下水道部を置く。</p>
--	--

(木津川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 木津川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年木津川市条例第194号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(管理職手当)</p> <p>第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。）が指定するものについて支給する。</p>	<p>(管理職手当)</p> <p>第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき<u>木津川市上下水道事業管理者</u>（以下「管理者」という。）が指定するものについて支給する。</p>

て支給する。

(木津川市水道事業分担金徴収条例の一部改正)

第8条 木津川市水道事業分担金徴収条例（平成19年木津川市条例第195号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(徴収の方法) 第5条 納入通知書により徴収する分担金の納期は、納入通知書を発した日から30日以内で、 <u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u> （以下「管理者」という。）が指定する日とする。	(徴収の方法) 第5条 納入通知書により徴収する分担金の納期は、納入通知書を発した日から30日以内で、 <u>木津川市上下水道事業管理者</u> （以下「管理者」という。）が指定する日とする。

(木津川市水道事業給水条例の一部改正)

第9条 木津川市水道事業給水条例（平成19年木津川市条例第196号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(給水区域) 第2条 (略) 2 前項の給水区域のほか、 <u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u> （以下「管理者」という。）が公益上その他特に必要と認めるときは、区域外に給水することができる。	(給水区域) 第2条 (略) 2 前項の給水区域のほか、 <u>木津川市上下水道事業管理者</u> （以下「管理者」という。）が公益上その他特に必要と認めるときは、区域外に給水することができる。

(木津川市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第10条 木津川市特別職報酬等審議会条例（平成20年木津川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 市長は、木津川市の議会の議員報酬の額並びに<u>市長、副市長及び教育長</u>の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 市長は、木津川市の議会の議員報酬の額並びに、<u>市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者</u>の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。</p>

(木津川市暴力団排除条例の一部改正)

第11条 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第9条 市長 <u>(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。第17条において同じ。)</u>、教育長及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定によ</p>	<p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第9条 市長、教育長及び<u>公営企業管理者</u>並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の</p>

<p>り指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(報告又は資料の提出)</p> <p>第17条 市長は、第10条の規定の施行に必要な限度において、元請契約者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。</p>	<p>活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(報告又は資料の提出)</p> <p>第17条 <u>市長及び公営企業管理者</u>は、第10条の規定の施行に必要な限度において、元請契約者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。</p>
---	--

(木津川市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の一部改正)

第12条 木津川市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例
(平成24年木津川市条例第49号) の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)</p> <p>第3条 公共下水道の排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第5条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) • (2) (略)</p>	<p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)</p> <p>第3条 公共下水道の排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第5条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) • (2) (略)</p>

<p>(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。）が別に定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) • (5) (略)</p>	<p>(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>上下水道事業管理者</u>（以下「管理者」という。）が別に定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) • (5) (略)</p>
---	---

（木津川市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正）

第13条 木津川市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例
(平成24年木津川市条例第50号) の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、<u>上下水道事業管理者</u>が別に定める。</p>

（木津川市表彰条例の一部改正）

第14条 木津川市表彰条例（平成26年木津川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(自治功労者表彰)</p> <p>第4条 自治功労者表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 副市長<u>又は教育長</u>の職にあって12年以上在職した者</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(自治功労者表彰)</p> <p>第4条 自治功労者表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 副市長、<u>教育長又は上下水道事業管理者</u>の職にあって12年以上在職した者</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(木津川市債権管理条例の一部改正)

第15条 木津川市債権管理条例（平成28年木津川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債権管理者 市長<u>（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行なう市長を含む。）</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債権管理者 市長<u>及び地方公営企業の管理者</u>をいう。</p>

(木津川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第16条 木津川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年木津川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1) · (2) (略)</p> <p>(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員<u>又は固定資産評価審査委員会の委員</u> 2</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1) · (2) (略)</p> <p>(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、<u>固定資産評価審査委員会の委員</u><u>又は上下水道事業管理者</u> 2</p> <p>(4) (略)</p>

(木津川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正)

第17条 木津川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年木津川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(定義)	(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 市の機関等 市長 <u>（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。第9条において同じ。）</u> 、地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関、議会若しくはこれらに置かれる機関若しくはこれらの機関の職員であって法律若しくは条例上独立に権限を行使することを認められたもの又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者	法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関、 <u>地方公営企業法第7条本文の規定に基づき置かれる管理者</u> 、議会若しくはこれらに置かれる機関若しくはこれらの機関の職員であって法律若しくは条例上独立に権限を行使することを認められたもの又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者
(3)～(10) (略)	(3)～(10) (略)

(木津川市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第18条 木津川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年木津川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において「市の機関」とは、市長 <u>（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）</u> 、	(定義) 第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委

教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会 <u>及び固定資産評価審査委員会</u> をいう。	員会、 <u>固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者</u> をいう。
2・3 (略)	2・3 (略)

(木津川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第19条 木津川市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年木津川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市長<u>（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）</u>、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者若しく</p>

<p>業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>は市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第65号 木津川市上下水道事業管理者の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例	
担当課	業務課	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>上下水道事業については、施設の老朽化による本格的な更新時期を迎え、更なる資本投資が必要となる厳しい経営状況に対応し、今後も安定的に事業を継続するためには、広域化や民間委託等も視野に入れた改善や合理化について検討しながら、経営基盤強化を図っていくことが必要なことから、管理者の権限は市長が行うものとする見直しを行い、関係するそれぞれの条例について一部改正を行う条例制定を行うものです。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道事業管理者の設置について、再度見直しを行う方向で部内協議を開始（令和5年9月） ・府内各市町の管理者設置状況等の調査実施（令和5年12月） ・調整会議を経て政策会議で方針決定（令和6年1月16日） ・例規整備内容や課題等の精査を行い、庁内関係課と調整し条例案作成（令和6年5月～9月） 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	6 快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり
	政策分野	13 都市基盤
	施策	③ 上下水道 ア.上水道の安定供給 イ.下水道（汚水処理施設）の整備と持続的なサービスの提供
概算事業費 (単位:千円)	<input type="checkbox"/> 単年度(年度) <input type="checkbox"/> 複数年度(年度)	
将来にわたる効果及び 経費の状況	<p>上下水道事業管理者を設置せず、管理者の権限は市長が行うこととすることで、合理的・効率的な事業運営を目指します。</p>	